

	①社会教育法適用		②社会教育法適用（法第20条の目的）		③社会教育法除外
㊟	予約なしで卓球等の施設利用（施設が空いていれば）	㊟	誕生会、クリスマス会		
㊟	飲食可能なフリースペースの設置と飲食物の販売	㊟	会議室での個展開催（入場無料）、ピアノ発表会	㊟㊥	一般企業の商品紹介・販売
		㊟(公)	地元商店の商品紹介・販売。地域活性化のため。	㊟㊥	地元商店の商品紹介・販売。商店の営利のため。
		㊟(公)	子どもたちの絵の展覧会開催（活動資金として入場料徴収）	㊟㊟	写真家の個展開催（入場料徴収）
		㊟(公)	公民館イベントと同時のフリーマーケット、マルシェ	㊟㊟	個人的な営利目的のフリーマーケット、マルシェ
		㊟(公)	公民館まつりのチラシに企業広告を掲載し協力金を得る		
		㊟㊥	入場料を徴収する講演会		
		㊟㊥	受講生にお店のチラシを配布してPR		
		㊟㊥	地元の花屋が月謝を集めてフラワーアレンジメント講座を開講		
		㊥	社員研修、企業会議、会社の面接		
		㊥	資格取得のための試験（珠算等）		

※ 誕生会、クリスマス会…豊橋市民館（可）

※ 月謝を集める講座…竜王町公民館（可）、豊橋市民館（不可）

※ 資格取得のための試験（珠算等）…豊橋市民館（可）

※ 社員研修、企業会議、会社の面接…豊橋市民館（可）

㊟ 個人利用

㊟㊟ 個人営利

㊟(公) 公の営利

㊟㊥ 企業営利

注意：交流館は、カルチャーセンター化や旧市民センター化しない。  
 利用対象の拡大は、住民が集い、学び、（人と人を）むすぶ場所  
 として活気ある活動ができる施設となるために必要。